

問い合わせ (市外局番 093)
 役場・教育委員会 ☎ 223-0881 (代)
 町民会館 ☎ 223-0731
 芦屋中央病院 ☎ 222-2931
 中央公民館 ☎ 222-1681
 図書館 ☎ 223-3677
 山鹿公民館 ☎ 223-1892
 芦屋東公民館 ☎ 222-1981
 総合体育館 ☎ 222-0181
 芦屋釜の里 ☎ 223-5881
 芦屋歴史の里 ☎ 222-2555

健康・福祉

重度障害者医療証を 持っている人へ

現在持っている重度障害者医療証は、9月30日(金)で期限が切れます。

所得審査後、認定者には9月下旬に新しい医療証を送付します。10月1日(日)からは新しい医療証を利用してください。古い医療証は10月になってから処分してください。

なお、重度障害者医療証の切り替えの手続きはありません。

▽問い合わせ 保険年金係(☎223局3532)

みんなのねんきん

〜年金を増やしませんか〜
 ①付加年金
 国民年金定額保険料に付加

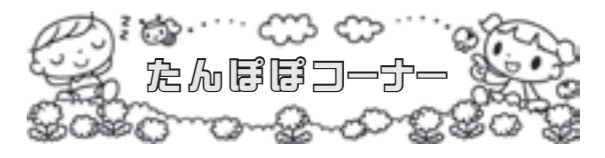
保険料(月額400円)をプラスして納めると、将来受け取る老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

付加年金の年金額は、「200円×付加保険料納付月数」です。



●付加保険料↓400円×10年(120月) ≡ 4万8000円
 ●付加年金額↓200円×1000円

※付加保険料を10年間納めた場合



対象は、就学前の子どもと保護者です。
 ●問い合わせ 芦屋町子育て支援センター「たんぽぽ」(☎221局2567)

※訂正とおわび
 9月24日(日)に緑ヶ丘保育所で運動会を行う予定でしたが、たんぽぽは中止になりましたので、通常どおり、午前9時から開館します。

♡すくすく広場「ベビーマッサージ」
 ▷とき 10月4日(日)・午前10時～11時
 ▷持ってくるもの バスタオル、水分補給のための飲み物

♡親子教室「うんどう遊び」
 ▷とき 10月21日(金)・午前10時～11時
 ▷ところ 緑ヶ丘保育所2階ホール
 ▷持ってくるもの バスタオル、水分補給のための飲み物

♡吉村じいちゃんと絵本マミーの絵本タイム
 ▷とき 10月28日(金)・午前11時～11時30分

♡育児相談
【たんぽぽ相談】(保健師・栄養士による相談)
 ※偶数月のため、たんぽぽ教室はありませんが、気になることがあれば、気軽に電話してください。
 ※次回のたんぽぽ相談は、11月14日(日)です。

【ほほえみ相談】(小児専門の臨床心理士による相談)
 ▷とき 10月25日(日)・午前10時～正午
 ※予約は芦屋町に住んでいる人のみ

みんな来てね、出前たんぽぽ広場
 ▷とき 10月19日(日)・午前10時～正午
 ▷ところ 山鹿公民館和室
 ※たんぽぽスタッフが絵本やおもちゃを用意して待っています。

10月の住民健診日程と項目

○印が健診日です。

項目	日	20日 (日)	27日 (日)	30日 (水)
特定健診※1 がん検診※2		○	○	○
胃カメラ検診		終了	終了	
後期高齢者健診				○
子宮頸がん検診				○
申込締切日		18日 (日)	25日 (日)	27日 (水)

※1 特定健診、基本診査、30代健診
 ※2 胃透視、肺がん、大腸がん、乳がん、前立腺がん、骨密度測定

■日曜日限定企画

- ①後期高齢者健診 後期高齢者医療広域連合から発行される受診券があれば、後期高齢者健診を集団健診で受診できるようになりました。対象者は今年度75歳以上になる後期高齢者医療加入者で、血圧・血糖・コレステロールなどで治療を受けていない人です。
- ②健診バス運行 町内を巡回する送迎バスを運行します。予約の際にお伝えください。

▷がん検診は、対象年齢の芦屋町民であれば、だれでも受けられます。
 ▷健診項目、対象、費用(自己負担額)など詳しくは、「健康カレンダー」をご覧ください。
 ▷健診場所 芦屋中央病院
 ▷健診当日の受付時間 午前8時から(受診項目によって、受付時間が変わる場合があります)。
 ▷申し込み 申込締切日までに、健康づくり係(☎223局3533)へ ※定員になり次第、締め切ります。

※今年度より、30代健診を行います。対象者は、今年度30～39歳になる国民健康保険加入者です。
 ※今年度より、平日の集団健診日に乳がん検診ができるようになりました。受け付けは午前11時から、定員3人です。



10月から1歳未満のB型肝炎予防接種が定期接種になります

▷問い合わせ 健康づくり係(☎223局3533)

B型肝炎は、ウイルスによる病気です。免疫の発達していない乳幼児期にB型肝炎ウイルスに感染すると、抗体ができず、慢性的な肝炎や肝がん、肝硬変などの疾患の原因となります。

平成28年10月より「平成28年4月1日以降に出生した0歳児」を対象に、B型肝炎ワクチンの定期予防接種がはじまります。なお、定期接種で受けられる期間は1歳未満です。

■標準的な定期接種のスケジュール

- ①生後2か月で1回目
- ②1回目の接種から27日以上あけて、生後3か月で2回目
- ③1回目の接種から139日以上あけて、生後7～8か月で3回目

■平成28年4月1日生まれの赤ちゃんが定期予防接種を実施する場合のスケジュール

- ①平成28年10月1日以降に1回目
- ②1回目の接種から27日以上あけて、平成28年10月29日以降に2回目
- ③1回目の接種から139日以上あけて、平成29年2月18日以降に3回目

平成28年4月1日以降に生まれた人で、家族など、身近な人にB型肝炎ウイルスのキャリアの人がいる場合や、保育所などの集団生活に入ることを予定している場合は、10月1日を待たずに、まずはかかりつけ医に接種スケジュールを相談してください。



【接種できる町内の医療機関】
 ※事前の予約が必要です。

- ・芦屋中央病院 (☎222局2931)
- ・花美坂クリニック (☎223局2500)
- ・須子医院 (☎223局0126)
- ・柿木医院 (☎223局0027)

■接種の具体例 (10月1日に1回目を接種した場合)



年(120月) ≡ 2万4000円(65歳で受け取る場合の年額)

付加年金を2年間受け取るのと、納めた付加保険料総額と同額になります。つまり、元金が返ってくる形になるので、老後により多く年金を受け取りたい人におすすめの制度です。

ただし、次の人は付加年金に加入できません。①第2号被保険者、②第3号被保険者、③国民年金基金に加入中の④免除をしている人(免除申請を取り下げれば加入できます)

②任意加入
 60歳までに老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受給資格期間(25年)を満たしていない場合や、40年の納付期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合であって、厚生年金・共済組合に加入していないときは、

60歳以降(申出された月以降)でも任意加入することができません。

●年金額を満額に近づけた人は65歳までの間
 ●受給資格を満たしていない人は70歳までの間(ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた人に限られます)

なお、保険料の納付方法は原則口座振替となります。

▽申し込み 年金手帳と印かんを持って、保険年金係(☎223局3532)へ